

政策法務全体の理解を深めるだけでなく、  
現時点における条例論の理論的到達点を知ることができる

# 自治立法権の再発見

北村喜宣先生 還暦記念論文集

原島 良成 編著

A5判・376頁 定価：本体3,500円+税

次世代を担う条例論研究者が集結し、  
都市・環境分野の新しい問題を切り口に、  
条例制定の可能性をめぐる議論を整理し、  
現代的課題に対応する「自治立法権」理論の  
再構築に挑む論文集（豊富な資料編を附録）。

自治立法権  
の再発見

北村喜宣先生  
還暦記念論文集

原島 良成  
編著

第一法規

## ペット霊園規制条例の制度設計

箕輪 さくら

### 1 ペットと人の関係の変化

一昔前の典型的な犬の飼育スタイルといえば、番犬として外に繋がれて暮らし、餌は人間の食事の残り物であった。死亡すれば、亡骸は庭の隅に埋められ、土に還った。しかし、最近の犬たちはどうであろう。家の中で人間と寝食を共にし、場合によっては人間よりも健康に行き届いた食事や医療を受ける。犬に限らず、いわゆるペットたちの取り扱いが大きく変化している。もちろん、すべてのペットがこうした状況にいるわけではないが、「ペットは家族の一員である」と考える人々がいるのは、疑いようのない事実である<sup>1</sup>。

生活環境の改善や医療の発展により、ペットの代表的動物である犬や猫の平均寿命は15歳程度にまで伸びた<sup>2</sup>。15歳といえば、人間では中学校卒業相当の年齢である。15年間一緒に暮らし、大切に生きてきたペットが死亡した際に、庭の片隅に埋めるのは忍びないと感じるのは不思議なことではない。加えて、近年では、住宅事情も変化している。特に都市部では、庭付きの家が

1 博報堂生活総研が行った2018年の「生活定点」調査において、「ペットも家族の一員だと思う」との回答は56.6%であった。（<https://seikatsusoken.jp/teiten/answer/743.html>、2019年6月30日最終閲覧。）社会学者山田昌弘は、ペットが家族の範囲に含まれる現象を考察し、日本社会における家族観の変化から、一部の特別な人間だけでなく、誰でもきっかけがあればペットを家族とみなす可能性がある時代になっていると指摘している。山田昌弘「家族ペット ダンナよりもペットが大切!?」（文藝春秋、2007年）172頁以下参照。

2 一般社団法人ペットフード協会「平成30年（2018年）全国犬猫飼育実態調査 結果」（2018年12月25日、<https://petfood.or.jp/topics/img/181225.pdf>、最終閲覧日2019年6月30日）。

## <条例資料> 法律を実施するための自主条例

### ● 墓地、埋葬等に関する法律の実施条例

#### ● 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）

第1条 この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。

第10条 墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。〔2項略〕

第19条 都道府県知事は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は第10条の規定による許可を取り消すことができる。

第20条 左の各号の一に該当する者は、これを6箇月以下の懲役又は5千円以下の罰金に処する。

一 第10条の規定に違反した者

二 第19条に規定する命令に違反した者

#### ● 練馬区墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年練馬区条例第7号）

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（以下「法」という。）第10条の規定による経営の許可等に係る墓地、納骨堂または火葬場（以下「墓地等」という。）の構造設備および管理の基準その他必要な事項を定めることにより、墓地等と周辺環境との調和を図るとともに、公衆衛生および公共の福祉の向上に寄与することを目的とする。

第3条 墓地等を経営しようとする者は、つぎの各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、特別の理由がある場合であって、区長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。〔各号略〕

第6条 墓地の設置場所は、当該墓地を経営しようとする者が所有する土地で、かつ、当該土地に関する所有権以外の権利が存しない土地でなければならない。ただし、地方公共団体が経営するときまたは特別の理由がある場合であって区長が墓地の経営上支障がないと認めるときは、この限りでない。

第7条 墓地の構造設備は、つぎに掲げる基準に適合しなければならない。〔各号略〕〔2項以下略〕

